

令和 6 年 第 10 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年10月25日（金）

色麻町農業委員会進行録

令和6年10月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 9名 ・ 欠席委員 3名

・会議録書記 千 葉 達 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第27号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第28号 農地法第4条に規程による許可申請の意見決定について
議案第29号 農地利用集積計画（案）の意見決定について
議案第30号 非農地証明願について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は9名です。 定足数に達しておりますので、第10回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、1番 菅原隆行 委員、10番 早坂孝悦 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは、議事に入ります。
議 長	議案第27号、農地法第3条の規定による許可決定について、を議題といたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案第27号、農地法第3条の規定による許可決定について。 農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規程により、許可決定するため審議されたい。 記書きにつきましては、省略させていただきます。
議 長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局長	番号22番、権利の種類、所有者移転、有償、渡人、加美町字雁原〇番地〇、〇〇さん、受人、仙台市宮城野区柊江〇番〇号、〇〇さん、申請地、高根字新高台道〇番地、地目畑、地積〇㎡、売買金額は〇〇円です。申請事由につきましては、現在(〇〇氏)所有する建物(家)を10年以上にわたり受人の〇〇さんに貸していて物置として利用しており、今般、宅地を含む家及び敷地内の畑も買っ ていただくことになったので申請手続きを行った、との事です。 なお、別紙、議案第27号22番資料をご確認いただきご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地確認の報告を4番 阿部きよ子 委員よりお願いします。
阿部委員	それでは、番号22番について、現地確認の報告をいたします。 去る10月10日、堀籠会長、武田委員、齋條委員、それと私と山崎局長、千葉

主査の6名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局の説明したとおりであります。

確認の結果、現に畑としての利用はなく遊休農地等の判断基準からして緑区分の「農地として利用しておらず、荒廃度は低度の農地」であることを確認いたしました。

つきましては、本件に関して受手の〇〇さんには、これ以上荒廃が進まないよう管理していただくよう意見を付することをお願いして委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告いたします。

議長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。
それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号22番については、可と決しました。

議長 以上で、議案第27号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議長 次に議案第28号農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について、を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

事務局長 議案第28号農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について。
農地法4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規程により、意見を決定するため審議されたい。
記書きにつきましては、省略させていただきます。

議長 事務局より、番号2番の説明をお願いします。

事務局長 番号2番、本申請は宅地転用の申請でございます。申請者、四竈字大坊〇番地〇 〇〇さん、申請地、四竈字大坊〇番地、地目畑、地積〇㎡、申請事由につきましては、現在の宅地(隣地〇番地〇)東側の通路が狭いため、自家用車で町道に向かう際の方角転換が難しく、危険を感じながらバックで出ている状況だったので、これを解消する必要があった。今般、自宅をリフォームするのを機会に宅地を拡張して車両の旋回スペースを確保し車庫及び物置を建築したく申請を行った。

なお、本申請は議案第28号2番資料の農地法第4条の規定による許可申請書
3. 転用計画(2)事業の操業期間または施設の利用期間令和6年2月26日から

永年と、その下(3)の期間をご覧くださいと解りますが令和6年5月31日で本事業は既に終了しております。と言うことは、宅地転用許可前に事業が進められたこととなります。また、本件は6月24日に申請者が来庁し農地を宅地に登記したとのことで登記書類等を確認した際に判明しました。その後、県に今後の対応を確認し、今回の申請受付となりました。

詳細につきましては、添付資料の顛末書のとおりです。

その他、議案第28号2番資料をご確認いただきご審議いただきますようお願いいたします。

議長

内容の説明が終わりました。

それでは、現地確認の報告を7番 武田公美子 委員よりお願いします。

武田委員

それでは、番号2番について、現地確認の報告をいたします。

現地確認日及び確認者は議案第27号、番号22番の報告と同様です。

申請農地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。

確認の結果、既に建築された車庫兼物置により周辺農地への営農条件に影響は有るか等を確認しましたが特に問題はないものと見ております。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議長

ご苦労様でした現地確認の報告が終わりました。それでは、ご発言をいただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長

全員賛成ですので、番号2番については、可と決し宮城県知事あてに意見を付して進達いたします。

議長

以上で議案第28号農地法第4条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり決しました。

議長

次に議案第29号、基盤強化法第19条農用地利用集積計画(案)の意見決定について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読をお願いします。

事務局長

議案第29号、農用地利用集積計画(案)の意見決定について。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)の第9の3の(1)の規程により、農用地利用集積計画案の意見

決定するため審議されたい。
記書きにつきましては、省略させていただきます。

議 長 事務局より番号99番の説明をお願いいたします。

事務局長 番号99番、権利の種類、新規賃貸借権設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、高根字新向田〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、申請事由につきましては、〇〇さんの規模縮小でございます。
賃貸料は10アール当たり玄米〇kg相当額、期間は5年間です。
受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長 全員賛成ですので、番号99番については、可と決しました。

議 長 おはかりいたします。

番号100番につきましては、早坂孝悦 委員が渡人となる案件ですので、「農業委員規定等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、議事の審議が終了するまで退室いただきます。

(早坂孝悦委員:退室)

議 長 それでは、議事に入ります。事務局より番号100番の説明をお願いいたします。

事務局長 番号100番、権利の種類、賃貸借権の再設定です。渡人、〇〇さん、受人、株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、申請地、吉田字江向〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡、賃借料10アール当たり〇〇円、期間は5年間です。
受人の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんは引き続き効率的に利用するものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議 長	全員賛成ですので、番号100番については、可と決しました。 (早坂孝悦委員:入室)
議 長	おはかりいたします。 番号101番から番号107番につきましても株式会社〇〇代表取締役〇〇さんの賃貸借権の再設定でございます。 事務局からの議案朗読と説明は一括させていただき、採決は番号毎に行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	ご意義なしと認めます。 それでは、事務局より番号101番から番号107番までの説明をお願いします。
事務局長	番号101番、権利の種類、賃貸借権の再設定です。渡人、〇〇さん、受人、株式会社〇〇代表取締役〇〇さん、申請地、黒沢字新塚田〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 番号102番、渡人、〇〇さん、申請地、黒沢字石神〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 番号103番、渡人、〇〇さん、申請地、黒沢字石神〇番地、地目田、地積〇4㎡外〇筆、総地積〇㎡。 番号104番、渡人、〇〇さん、申請地、黒沢字新木戸川〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 番号105番、渡人、〇〇さん、申請地、黒沢字新塚田〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 番号106番、渡人、〇〇さん、申請地、黒沢字石神〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 番号107番、渡人、〇〇さん、申請地、黒沢字新木戸川〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 なお、番号101番から107番までの賃貸料は10アール当たり〇円、期間は5年間でございます。 受人の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんは、機械等の所有面からも問題は無く、今後も引き続き効率的に利用するものと判断しております。
議 長	内容の説明が終わりました。 それでは、番号101番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	次に番号102番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	次に番号103番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】

議 長	次に番号104番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	次に番号105番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	次に番号106番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	次に番号107番についてご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号101番から番号107番については、可と決しました。 次に、番号108番の説明を事務局にお願いしたす。
事務局長	番号108番、権利の種類、賃貸借権再設定、渡人、〇〇さん、受人、〇〇さん、申請地、王城寺字八原〇番地、地目田、地積〇㎡外〇筆、総地積〇㎡。 賃貸料は10アール当たり〇円、期間は10年間です。 受人の〇〇さんは従事日数及び機械の所有面からも特に問題はなく、引き続き効率的に利用するものと判断しております。
議 長	内容の説明が終わりました。それではご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】
議 長	全員賛成ですので、番号108番については、可と決しました。
議 長	次に、議案第30号、非農地証明願について、を議題といたします。 事務局より、朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	議案第30号、非農地証明願について。 非農地証明願を受理したので当該土地を確認した結果、農地法第2条の第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議されたい。
議 長	番号8番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号8番、当該農地は農用地区域外にある農地で土地の住所、四竈字大坊〇番地、地目畑、現況宅地、地積〇㎡、申請事由につきましては、記載のとおりでございます。

	なお、議案第30号番号8番資料をご確認いただきご審議願います。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地確認の報告を9番 齋條仁美 委員よりお願いします。
齋條委員	それでは、番号8番について、現地確認の報告をいたします。 地確認日及び確認者は議案第27号、番号22番の報告と同様です。 申請農地の内容については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。 確認の結果、農地法第2条第1項の定義には該当しない農地で現に畑としての利用は確認されませんでした。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	【全員「挙手」あり】 全員賛成ですので、番号8番については、可と決しました。 次に事務局より番号9番の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号9番、当該農地は農用地区域外にある農地で土地の住所、黒沢字新木戸川○番地、地目畑、現況宅地、地積○㎡、申請事由につきましては、記載のとおりでございます。 なお、議案第30号番号9番資料をご確認いただきご審議願います。
議 長	内容の説明が終わりました。 現地確認の報告を8番 武田公美子 委員よりお願いします。
武田委員	それでは、番号9番について、現地確認の報告をいたします。 地確認日及び確認者は議案第27号、番号22番の報告と同様です。 申請農地の内容については、先ほど事務局が申し上げたとおりです。 確認の結果、農地法第2条第1項の定義には該当しない農地で現に畑としての利用は確認されませんでした。 委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。
議 長	ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。ご発言いただきます。 【「異議なし」の声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員「挙手」あり】

議 長

全員賛成ですので、番号9番については、可と決しました。

議 長

以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。
これをもって、第10回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻:午前10時00分

閉会時刻:午前10時55分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和6年10月25日

議長(会長職務代理)

大 泉 貞 行 ⑩

署 名 委 員

菅 原 隆 行 ⑩

署 名 委 員

早 坂 孝 悦 ⑩